

2019

# 北谷町いじめ防止基本方針

平成31年2月12日

北谷町・北谷町教育委員会



## ～ はじめに ～

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ものであり、そのいじめは、児童生徒の心や体、人格を傷つけ、教育を受ける権利を奪い、時には、生命に重大な危険を生じさせるものであり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える深刻な人権侵害です。

いじめを未然に防ぐためには、直接関わる学校関係者をはじめ、町、町教育委員会、学校、家庭、地域、その他関係機関等、町民総ぐるみでいじめに関する課題意識を共有するとともに、それぞれの役割を認識することが重要となります。また、子どもたち自らも安心できる豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、「いじめは絶対に許されない行為である」とする風土作りを進めていくことが必要となります。

これまで北谷町では、町教育委員会を中心として、いじめはいかなる場合でも許されないという意識の醸成を図るとともに、いじめの、未然防止、早期発見、早期対応を行うことで、深刻ないじめに発展しないよう、いじめの芽を摘むことをめざして取り組んできました。

また、「北谷町学びのプロジェクト」の中で、「スマイルプログラム」による豊かな人間関係づくりに取り組み、子どもたち自らが、学業やよりよい学校生活づくりに、相互に協働して取り組み、その中でたがいの違いやよさを認め合い、心のつながりを感じる事ができる「すべての子に居場所のある」学級や学年、学校づくりに取り組んできたところです。

そこで、北谷町及び町教育委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「北谷町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という）を策定します。

この町基本方針に基づき、いじめの防止のために、北谷町内すべての学校や関係機関をはじめ、北谷町全体でいじめのない社会の実現をめざし、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでいくものとします。

# 目次

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1	いじめの定義	1
2	いじめに対する基本認識	1
3	いじめ対策の基本理念	2
4	いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方	2

## 第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1	いじめの防止等を推進する体制	6
	(1) 北谷町いじめ問題対策連絡協議会	
	(2) 北谷町いじめ問題専門委員会	
	(3) 学校におけるいじめの防止等のための組織	
2	町全体として実施する施策	9
3	町教育委員会が実施する措置	10
4	学校が実施する措置	13

## 第3章 重大事態への対処

1	いじめの重大事態	17
2	町教育委員会又は学校による対処	17
	(1) 重大事態発生の報告	
	(2) 事実関係を明確にするための調査	
	(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供	
	(4) 調査結果の報告	
3	町長による再調査の実施	19
	(1) 再調査のための附属機関「北谷町いじめ問題再調査委員会」の設置	
	(2) 再調査の結果を踏まえた措置	

## 第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

1	取組の検証	21
※	北谷町いじめ防止基本方針に基づく組織	22
※	重大事態発生時のフロー図	23

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

いじめとは、法第2条にあるように、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。』と補足されています。

北谷町では、法の定義や国の基本方針、県の基本方針に基づいて、「学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめ」として捉えます。

### 2 いじめに対する基本認識

いじめは、すべての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子どもも大人も、次のいじめに対する基本認識を持って問題に向き合うことが必要です。

- (1) いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう絶対に許されない行為である。
- (2) いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (3) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- (4) いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた所属集団の構造上の問題でもある。
- (5) いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- (6) いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取扱われるものもある。

### 3 いじめ対策の基本理念

北谷町民憲章(昭和58年4月1日制定)には「わたくしたちは、お互いを尊重し、民主的で平和なまちをつくります。」と示されています。そこで、子ども一人一人の心身が健康で、命が輝くことをめざし、心豊かで安全・安心な社会の形成に向けて、子どもと大人がともに当事者意識をもって、いじめ問題に取り組むため、次の6項目を基本理念に掲げます。

- (1) 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。」という認識を、社会全体で共有します。そして、すべての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。
- (2) 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、町、県及び国が連携して取り組みます。
- (3) 学校は、すべての子どもが安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- (4) 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級等の集団形成を進めていきます。
- (5) 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。
- (6) 学校は、子どもに向け、自分はもちろん、他者の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組みます。

### 4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見・早期対応・早期解決」に努め、いじめを認知した場合は、早期に対応し、早期解決に向けた取組を行うとともに、家庭や関係機関、地域と連携することが必要です。

#### (1) いじめの未然防止

- ① 家庭や学校においては、いじめの未然防止に向けて、道徳観や規範意識などの教育を通じて、「いのちを大切にすること」や「他者を思いやる気持ち」を育むことが重要です。

- ② 学校は、子ども一人一人が、他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるようにするために、コミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- ③ 学校は、子どもが抱えている人格形成の問題や、ストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力とその基となる性格形成等を様々な場面で育むことも必要です。
- ④ 子どもが、自分の存在が大人から認められていること、必要とされていることを意識できることが大切です。そのために、大人は、家庭や地域において、家族や大人とふれあう機会を充実するなど、子どもを支えていく姿勢を示すことが必要です。

## (2) いじめの早期発見

- ① 教職員は、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、資質や能力の向上を図ることが重要です。
- ② 教職員は、子どもの表情や態度のささいな変化に気づき、その変化が「いじめによるものではないか」という意識を持つことが重要です。
- ③ 学校は、定期的に行う教育相談やアンケート調査等によって、常に子どもの状況を把握するとともに、子どもが困った時に相談しやすい仕組みやいじめに対する声をあげやすい環境、雰囲気づくりに努めることが必要です。
- ④ 保護者は、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけるとともに、いじめを発見し、または、いじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報することが重要です。
- ⑤ 町は、国や県と連携して、社会全体で子どもをいじめから守るため、地域、家庭をはじめ町民全体に対して、子どものいのちを守る意識を持って取り組むよう、いじめに関する啓発を行うことが必要です。

## (3) いじめへの早期対応・早期解決

- ① 学校は、子どもたちが安全に安心して生活する環境をつくる責務があります。
- ② 学校及び学校の教職員は、在籍する子どもがいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処しなければなりません。

- ③ 学校は、管理職、学級担任、学年主任、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、養護教諭や心の教室相談員等の職員が連携し、教職員が一人で情報を抱え込むことがないように、チーム内で情報を共有するとともに、組織的に対応していくことが必要です。このために、児童・生徒の指導の記録を作成するとともに、適切に保管します。
- ④ いじめがあることが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- ⑤ 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等に対する被害に早急に対処します。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応を行います。
- ⑦ いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営むための助言や支援を行います。
- ⑧ 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。
- ⑨ 学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導します。

#### (4) 家庭との連携

- ① 家庭は、子ども一人一人のささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとコミュニケーションを取ることが大切です。
- ② 学校は、いじめの問題をより適切に解決するために、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども、双方の保護者を支援し、家庭と連携して取り組む必要があります。
- ③ 学校及び学校の教職員は、いじめを受けた子どもに対して、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに、子どもに寄り添い、安全で安心な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。



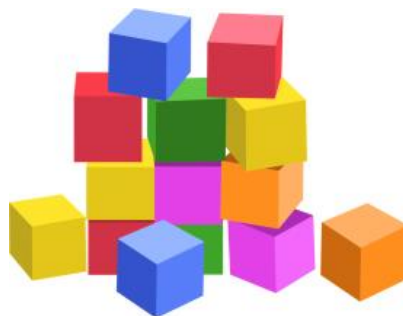
- ④ 学校及び学校の教職員は、いじめを行った子どもに対して、毅然とした姿勢で指導するとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

#### (5) 関係機関との連携

- ① いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもが立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関と協力し、対処する必要があります。
- ② 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。
- ③ 町及び学校は、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築する必要があります。

#### (6) 地域との連携

- ① いじめの解決にあたっては、塾やスポーツクラブ等子どもが関わっている集団やインターネットの中で起こっているいじめもあることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- ② 学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、地域全体で子どもを見守り、健やかな人間性の成長を促していくことが必要です。
- ③ 学校は、家庭や地域と協力し、地域との交流など様々な機会を通じて大人と接する中で、幅広い大人から認められているという思いを得られるような体験活動等を工夫することも重要です。





## 第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等を推進する体制

#### (1) 北谷町いじめ問題対策連絡協議会（法第14条第1項関係）

##### ① 設置について

いじめの防止等に向けて、町、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることが出来るよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する「北谷町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

##### ② 構成員について

教育委員会（教育次長、学校教育課長、指導主事）、校長（小中代表各1名）、生徒指導主任（小中代表各1名）、青少年支援センター所長、町長部局（企画財政課、子ども家庭課）、コザ児童相談所、沖縄警察署、主任民生委員・児童委員、町PTA会長、法務局や保護司等の中から15名以内で組織します。

##### ③ 役割について

いじめの防止等に関する関係機関相互のネットワークを構築し、連絡調整等の連携を図るほか、以下の事項について、情報共有、協議等を行います。

- 町基本方針に基づく学校及び関係諸団体の取組状況
- いじめに関する地域の状況や課題
- いじめの防止等に向けた効果的な取組
- いじめの防止等に向けた団体間の連携
- 町基本方針に基づく取組の検証と見直し
- 小中学校から通報または、相談のあった事象に関すること
- いじめに関する重大事態の調査に関すること

#### (2) 北谷町いじめ問題専門委員会

（法第14条第3項、法第24条、法第28条第1項関係）

##### ① 設置について

いじめの防止等に関する施策、取組について、審議・検証を行うため、法第14条第3項に規定する附属機関として「北谷町いじめ問題専門委員会」を設置します。

##### ② 構成員について

専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保される人物とします。

弁護士、医師、臨床心理士又は心理学の専門知識を有する者、学識経験者、その他町教育委員会が必要と認める者の中から5名以内で組織します。

### ③ 役割について

いじめの防止等のための対策を実効的に行うための機能を担うとともに、以下の機能を担います。

- 町教育委員会の諮問に応じ、町基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。
- 町立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- 町立学校におけるいじめ事案について、町教育委員会が、学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。

### ④ 重大事態に係る調査を町教育委員会が行う場合の組織

法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として町教育委員会が行う場合、この附属機関を、調査を行う組織とします。(重大事態に関しては第3章に詳述)

## (3) 学校におけるいじめの防止等のための組織 (法第22条関係)

### ① 設置について

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第22条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織として「いじめ防止対策委員会」を常設します。

この組織は、生徒指導の根幹に位置付く組織であり、設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用することも可能です。その場合、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加するなど、各学校において配慮することとします。

### ② 構成員について

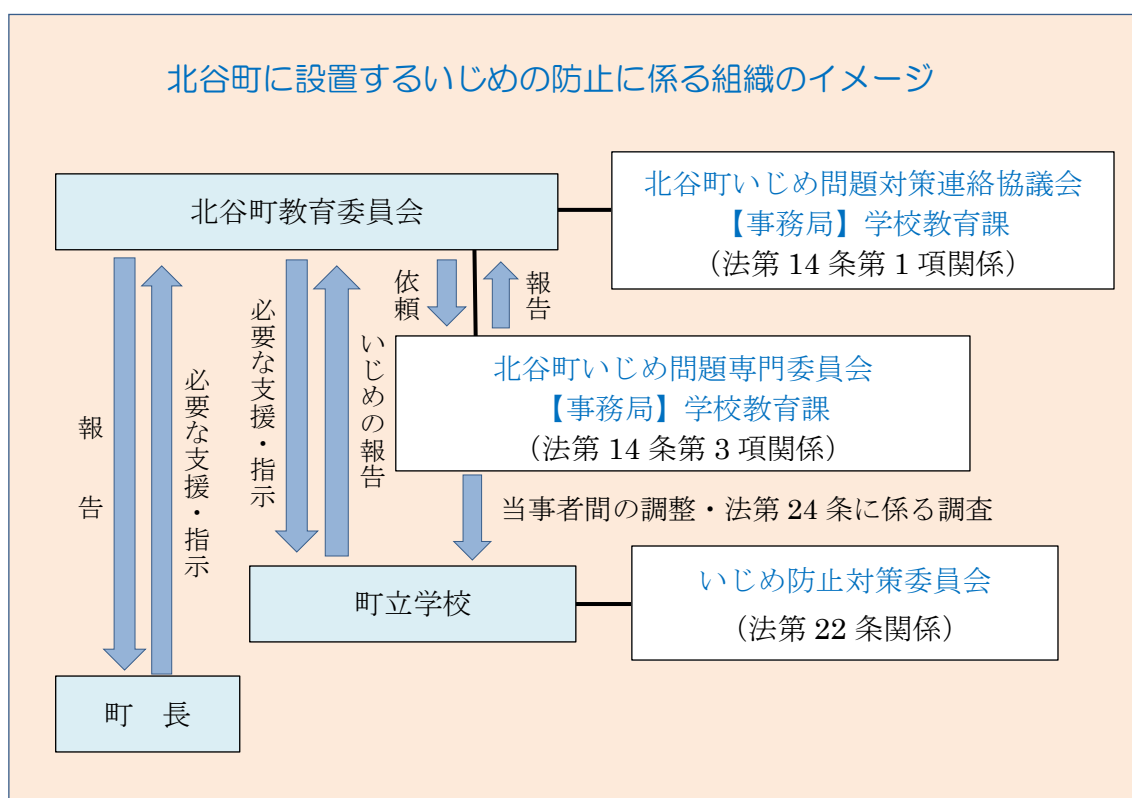
当該組織を構成する複数の教職員については、いじめの防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職、教務主任、学年主任、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、養護教諭、心の教室相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて第三者等も構成員に追加するなど、柔軟な組織運営を図ることとします。

### ③ 役割について

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。

主な役割は、次のようなものがあります。

- 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- いじめに関する教職員研修等の実施
- いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- いじめに関する通報及び相談への対応
- いじめや問題行動等に係る情報の収集
- いじめ事案に対応するための会議の開催
- いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- いじめ事案に係る記録と情報の共有
- いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- 在校生やその保護者に対する情報提供 等



## 2 町全体として実施する施策

### (1) 財政上の措置等（法第10条関係）

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

### (2) 相談・通報体制の整備（法第16条第2項関係）

- ① 児童・生徒、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する相談・通報を受け付ける体制の整備を図ります。
- ② 県及び町が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、県と町相互の連携が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

### (3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第17条関係）

- ① 各学校のいじめ事案に対処する取組が効果的かつ円滑に進められるよう、コザ児童相談所、沖縄警察等の関係機関や団体との連携を図るため、「各中学校区生徒指導連絡協議会」において、いじめ事案に特化した協議を取り入れます。
- ② 「非行防止教室」等を開催する機会を必要に応じて設定するなど、学校と所轄警察署との日頃からの連携を進めます。
- ③ 家庭や地域で子どもを見守るために、PTA、行政区自治会、民生委員・児童委員、保護司や人権擁護委員等諸機関との連携を進めます。

### (4) 人材の確保及び資質の向上（法第18条第1項関係）

- ① 教職員が、日頃の教育活動における未然防止、教育相談等を通じた早期発見、いじめの態様等に応じた早期対応の取組など、いじめ問題に適切に対処できるよう、蓄積した調査・研究等の成果を活用して、教職員に対する研修事業の充実を図り、その研修が受講者のみの成果に留まらず、他の教職員へ広く還元できるように努めます。
- ② 町教育委員会事務局の人的体制を充実するよう努めます。

### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（第19条関係）

- ① インターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネットいじめ」という。）を防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者のネットいじめに対する理解を深めていきます。

- ② ネットいじめを防止するため、学級活動や技術等の授業や講演会等さまざまな場面を通じて、情報モラル教育を推進します。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努めます。
- ③ 学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、ネットいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

(6) いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第20条関係）

町教育委員会を中心に、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の実践事例等、いじめに関する調査・研究を推進します。また、その成果を学校現場にフィードバックすることで、各学校での取組を支援します。

(7) 広報・啓発活動（法第21条関係）

- ① 北谷町民憲章（昭和58年4月1日制定）に示されている基本理念のもと、「お互いを尊重し、民主的で平和なまち」となるべく児童・生徒を育むことが、町民の共通目標となるよう広報・啓発活動を行います。
- ② いじめをしない、させない、許さない社会の醸成のため、子どもも大人もいじめとは何かを認識し、社会全体でいじめから子どもを守る意識を共有できるよう広報・啓発活動を行います。

(8) 町基本方針の内容の点検と見直し

今後、町基本方針に位置付けた施策・措置の取組状況について毎年度点検を行い、北谷町いじめ問題対策連絡協議会及び北谷町いじめ問題専門委員会における意見交換を経て、国及び県の基本方針が改訂された際も含め、必要に応じて見直しを行います。

### 3 町教育委員会が実施する措置

(1) いじめの未然防止のための措置（法第15条、第19条第1項関係）

- ① 毎月ごとに「人権の日」を位置付け、学校の実態に応じて、人権教育に係る取組を行います。
- ② 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを支援するための取組を進めます。

- ③ 授業改善、児童・生徒理解、生徒指導等に、適切な支援・指導を継続的に実施します。
- ④ 児童・生徒が参加していじめ防止の活動行う機会を設定するなど、いじめの防止等に向けた児童・生徒の自主的な活動を支援します。また、地域の大人が一体となって、子どもや学校を支え、いじめや暴力行為のない、子どもの笑顔があふれる社会の実現を目指す活動を推進します。
- ⑤ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等が、連携を図り、課題と人と環境との関係や社会福祉の視点から、児童・生徒への支援を行います。
- ⑥ 児童・生徒の交流及び教職員の交流等により、様々な場面で小・中の連携を図り、町として同じ方向を向いた教育を推進します。
- ⑦ 様々な人々との関わりの中で社会性や豊かな人間性を育むことが有効であることから、各学校で、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の充実を図られるよう、必要な情報提供等を行います。
- ⑧ ネットいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、必要な啓発活動を行います。
- ⑨ 地域や学校など様々な場面で、人と人が温かくふれあう機会を設け、心ふれあう教育の推進を図ります。
- ⑩ 学校で用いる教材等の情報を提供するなど、児童・生徒が、いのちを大切にする心や他者を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるための取組を進めます。
- ⑪ 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むため、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善に向けた支援に努めます。

## (2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- ① 学校が行う定期的なアンケートや教育相談の実施などの、いじめ問題への取組み状況を把握するために、学校の取組み状況の報告を受け、点検、調査、協議、検討等を行います。
- ② 児童・生徒や保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができるよう、町教育委員会及び町青少年支援センター等の教育相談体制を充実させます。
- ③ 教職員が日頃から、児童・生徒のささいな変化を見逃さないようにするため、町主催の各研修会等における情報提供や校内研修資料の提供等、教職員の資質能力の向上に向けた取組みのより一層の充実を図ります。

(3) いじめの早期解決のための措置（法第23条・第24条関係）

- ① 必要に応じて、指導主事や巡回指導相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等を学校に派遣し、事案の早期解決に向けた支援を行います。
- ② 法第24条の規定により、学校から法第23条第2項の規定に基づくいじめの報告を受けたときは、必要に応じて支援し、学校が適切な措置を講ずるよう指導・助言を行います。町教育委員が必要だと判断した場合は、自ら調査を行います。
- ③ いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校設置者（教育委員会等）の間で情報を共有して対処できるよう、連携協力体制を整備します。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、学校と警察が連携して取り組めるよう、連携協力体制を整備します。
- ⑤ 町教育委員会は、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項（同法49条において準用する場合も含む）の規定に基づき当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするため必要な措置を速やかに講ずるものとします。

(4) 家庭との連携（法第17条関係）

- ① いじめの心身に及ぼす影響や、いじめに関わる相談制度又は救済制度等について、家庭に対して必要な情報の周知に努めます。
- ② PTA活動を通しいじめ問題に関わる取組を促進させるため、PTAや学校関係者が協議・連携することの重要性を伝える啓発活動に努めます。

(5) 関係機関との連携（法第17条関係）

- ① 非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、警察等と連携し対応します。
- ② いじめに係る相談窓口の周知に努め、いじめの防止等の対応が適切に行われるよう、相談窓口を設置する関係機関との連携を強化します。

(6) 地域との連携（法第17条関係）

- ① 学校の地域連携担当者を中心に、学校を支援するボランティアを募り、ボランティア活動を通して、児童・生徒の見守り活動を行う体制の推進に努めます。



- ② より多くの大人が児童・生徒の悩みや相談を受け止めることができるようになるため、学校評議員会や各自治会等、学校と地域が組織的に連携・協議する体制の推進に努めます。

(7) いじめの防止に関する対策の具体化及び点検と見直し

- ① 北谷町いじめ問題対策連絡協議会及び北谷町いじめ問題専門委員会の意見を具体化し、さらに、それらを一過性のものとせず、継続して取り組みます。
- ② 町教育委員会の取組の点検及び評価を実施する中で、「いじめの防止」に係る項目を見直し・改善を図ります。該当項目について、教育に関し学識経験を有する者の知見を最大限に活用します。

#### 4 学校が実施する措置

次に記載する様々な措置を、学校が主体的に実施できるよう、町教育委員会は支援・指導を継続的に行っていきます。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条関係）

法第13条では、全ての学校に対し、国の基本方針又は県や町の基本方針を参考として、学校いじめ防止基本方針を定めることとしています。

- ① 学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や取組内容等を定めます。
- ② 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、検討する段階から保護者・地域の人々が参画し、地域ぐるみのものになるように努めます。また、児童・生徒の意見を取り入れるなど、児童・生徒がいじめの防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努めます。
- ③ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや学校便り等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめの防止等の取組に当たります。
- ④ 各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、学校の実情に応じて次の(2)～(8)の取組を進めることとします。

(2) いじめの未然防止のための措置（法第15条、第19条第1項関係）

日頃の授業や行事、特別活動及び部活動等の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進し、児童・生徒にとって、学校が安心できる「居場所」となりうるよう意識した取組を進めます。また、人権教育の充実及び人権の日を設定し人権感覚の涵養を図ります。

- ① 学校間交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度、より良い人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進めます。
- ② 教職員は指導に際して、自らの言動が児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。
- ③ 体罰については、いじめの遠因となりうることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図ります。
- ④ ネットいじめを防止するため、学級活動や技術等の授業や講演会等さまざまな場面を通じて、情報モラル教育を推進します。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努めます。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- ① 生徒や保護者の声を聴くためのアンケートは、その目的をしっかりと定め、記載内容については丁寧に拾い上げ、迅速に確認を行うとともに、アンケート用紙の保管には十分に配慮をいたします。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- ③ 教職員の資質向上のための校内研修会を設定することにより、児童・生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- ④ 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を強く持ち、各学校において、日頃から児童・生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築等に努めます。また、教職員同士が連携できるよう、報告・連絡・相談のマニュアルの徹底を図ります。
- ⑤ 学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

(4) いじめの早期解決のための措置（法第23条関係）

- ① 全ての教職員が「みんなが担任、みんなの児童・生徒」という当事者意識を常に持ち、教職員間の連携を促進できる体制づくりに努めます。
- ② 当該学校の児童・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、および当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、直ちにいじめの防止等のための組織の会議を緊急開催し情報を共有します。また、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を町教育委員会に報告します。
- ③ 事実の有無の確認を行う際には、適切な方法により速やかに関係児童・生徒、教職員や保護者も含め、多方面からの情報収集を行い、正確な事実の把握に努めます。また、当事者のプライバシーや個人情報の取り扱いには十分に注意を払います。
- ④ いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校設置者（教育委員会等）の間で情報を共有し、連携して対処します。
- ⑤ いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合には、学校は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、当該児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- ⑥ いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童・生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行います。また、当該児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営むことができるように助言や支援を行います。
- ⑦ いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、家庭訪問等により事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- ⑧ 事実確認の結果は、速やかに校長が責任を持って町教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒の双方の保護者に報告します。
- ⑨ 校長は、学校に在籍する児童・生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童・生徒に対して懲戒を加えるものとします。

(5) 家庭との連携（法第17条関係）

- ① 児童・生徒がいじめを受けている、あるいは、いじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談や通報をするための窓口を周知するよう努めます。
- ② 家庭でのささいな変化を見逃さないようにするため、学校からのお知らせ等により、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- ③ 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談や定期面談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(6) 関係機関との連携（法第17条関係）

- ① いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携し対処します。また、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- ② ネットいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、関係機関を活用した講話等により、必要な情報提供・啓発活動を行います。
- ③ いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力を得るための連携を図ります。（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等）

(7) 地域との連携（法第17条関係）

- ① 学校評議員会等を利用し、学校の抱える課題を地域ぐるみで共有し、解決を図ることで、子どもが心豊かに育つ学校づくりに努めます。
- ② 地域で子どもを見守る人の輪を広げるため、学校間交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や行事等を通して、各学校、地域の関係団体、施設、事業所、NPOやボランティア団体等地域の人々とふれあう機会を充実するよう努めます。

(8) いじめの防止に関する対策の具体化及び点検と見直し

- ① 学校は、毎年度末に、いじめの防止の取組をまとめて、町教育委員会に報告します。また、その取組を振り返り、改善に努めます。

## 第3章 重大事態への対処

### 1 いじめの重大事態（法第28条第1項関係）

各学校に在籍する児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態（法第28条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）に陥った場合、学校は、町教育委員会を通じて町長に重大事態の発生について報告するとともに、町教育委員会又は学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。

(1) 重大事態かどうかの判断は、次の考え方により、原則として各学校が判断します。次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

- ① いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ② 自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ③ 身体に重大な傷害を負った場合
- ④ 金品等に重大な被害を被った場合
- ⑤ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑥ いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、町教育委員会又は学校の判断により、重大事態として対応する)。

(2) 児童・生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態とみなし、適切かつ真摯に対応します。

### 2 町教育委員会又は学校による対処

(法第28条第1項、第2項、第3項、法第30条第1項関係)

#### (1) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、学校は町教育委員会を通じて町長に報告します。なお、町教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、北谷町を管轄する中頭教育事務所を通じて、県教育委員会にも報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、町教育委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた町教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、町教育委員会において調査を実施します。

- 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと町教育委員会が判断した場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

① 学校が主体となる場合の調査

ア 学校が行う重大事態の調査は、法第22条の規定に基づき学校に常設する「いじめ防止対策委員会」が主体となって実施します。

イ 常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

ウ 町教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。また、必要に応じて、町教育委員会から県教育委員会へ支援を要請します。

② 町教育委員会が主体となる場合の調査

ア 学校で発生した重大事態について、町教育委員会が行う調査は、町教育委員会の下に重大事態の調査組織を設置して行います。

イ 町教育委員会では、「北谷町いじめ問題専門委員会」において調査を実施します。なお、発生した重大事態について、町教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

- ① 学校又は町教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

- ② 当該情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。
- ③ 調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

#### (4) 調査結果の報告

- ① いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、町教育委員会を通じて、町教育委員会が実施した調査は、直接、町長に報告します。
- ② いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する町教育委員会又は学校は、予めそのことをいじめを受けた児童・生徒及びその保護者に伝えておきます。

### 3 町長による再調査の実施（法第30条第2項、第3項関係）

#### (1) 再調査のための附属機関「北谷町いじめ問題再調査委員会」の設置

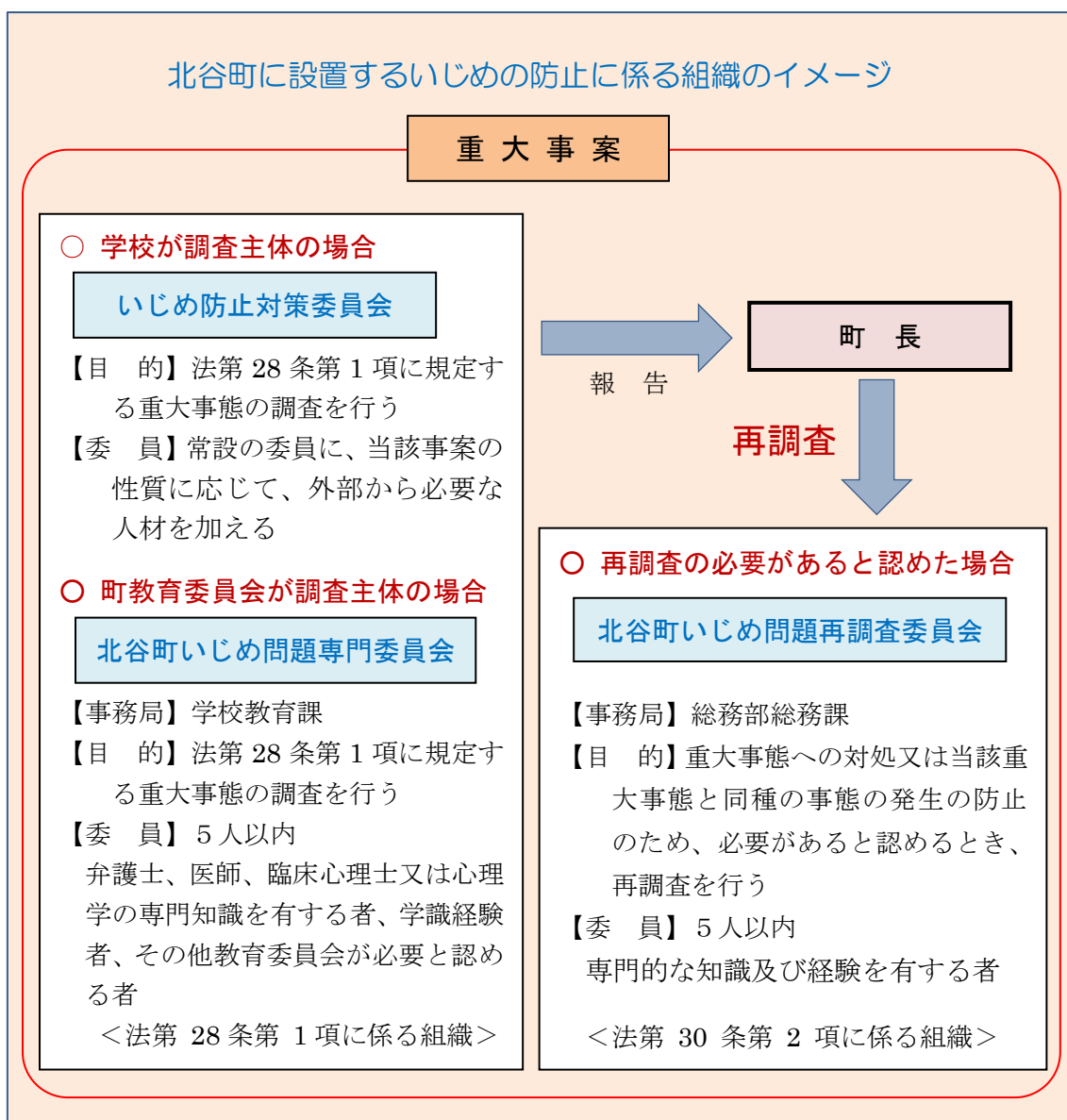
- ① 公立学校で発生した重大事態について報告を受けた町長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、附属機関として「北谷町いじめ問題再調査委員会」を設けて、法第28条第1項の規定による調査結果について調査（以下「再調査」という）を行うことができます。
- ② 構成員は、専門的な知識及び経験を有する者の中から5名以内で組織し、町長が委嘱します。
- ③ 構成員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図ります。
- ④ いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時、適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行います。

#### (2) 再調査の結果を踏まえた措置

- ① 再調査を行った場合、法第30条3項の規定により、町長はその結果を議会に報告しなければなりません。



- ② 町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。
- ③ 町教育委員会は、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、必要な措置を講じます。また、必要に応じて、県教育委員会に対して、協力の要請を行います。



## 第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 取組の検証

北谷町、町教育委員会は、町基本方針に定めるいじめの防止等の取組が実効的に機能しているか効果を検証し、北谷町いじめ防止基本方針の見直しを検討します。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。



## 「北谷町いじめ防止基本方針」に基づく組織

### 学 校

#### いじめ防止対策委員会 <法第 22 条に係る組織>

- いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進
- 発生したいじめ事案に的確に対処する
- 法第 28 条に規定する重大事態に係る調査を学校が主体となつて行う場合に、外部から必要な人材を加えて調査を行う

### 北谷町教育委員会

#### 北谷町いじめ問題対策連絡協議会【事務局：学校教育課】 <法第 14 条第 1 項に係る組織>

- いじめの防止等に関する関係機関相互のネットワークの構築し、連絡調整を図る
- いじめ防止やいじめ事案、重大事態に関する情報連携・協議
- 「北谷町いじめ防止基本方針」に基づく取組の検証と見直し

#### 北谷町いじめ問題専門委員会【事務局：学校教育課】 <法第 14 条第 3 項に係る組織>

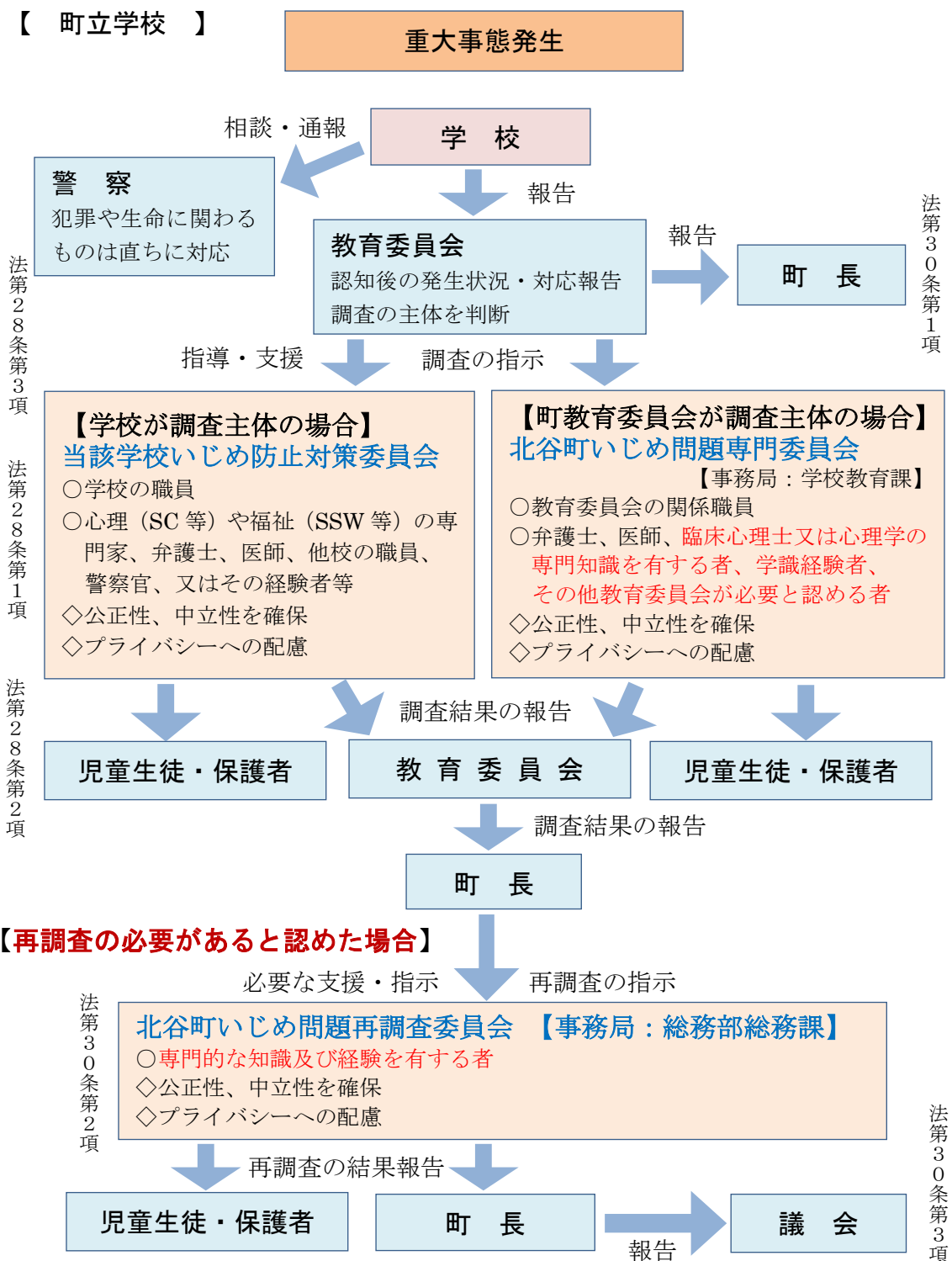
- いじめの防止に関する施策、取組について審議・検証を行う
- 発生したいじめ事案に対し問題の解決を図る
- 法第 24 条に基づき町教育委員会が自ら調査を行う必要がある場合に調査を行う
- 法第 28 条に規定する重大事態に係る調査を町教育委員会が主体となつて行う場合に調査を行う

### 町 長

#### 北谷町いじめ問題再調査委員会【事務局：総務部総務課】 <法第 30 条第 2 項に係る組織>

- 町長が、重大事態に係る調査報告を受け、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合に再調査を行う

## 重大事態発生時のフロー図



※ 調査組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当事者と利害関係を有しない第三者を選任し、公正性、中立性の確保に努めること。

※ 総合教育会議を北谷町総合教育会議運営要綱第2条（3）に基づき適宜開催すること。



## 北谷町いじめ防止基本方針

2019年2月12日

北谷町・北谷町教育委員会

〒904-0103

北谷町字桑江 226 番地

TEL : 098-936-1234 (代表)





北谷町いじめ防止基本方針